

霧島市市町合併の検証

平成 25 年 11 月

霧島市

ごあいさつ

私たちのふるさと霧島市は、平成 17 年 11 月 7 日に 1 市 6 町の合併により誕生し、新たなまちとしての歴史の扉を開いてから早や 8 年が経過しようとしています。

これまで、本市は、平成 20 年 3 月に策定した市政の最上位計画である第一次霧島市総合計画の下、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現を目指して、様々な政策・施策等に取り組んでまいりました。

また、合併協議時に新市において調整するとされていた協定項目についても、積極的かつ慎重に検討を重ねてきた結果、未調整の項目も残りわずかとなりました。

しかしながら、国・地方を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、地球規模の環境問題に加え、著しい社会情勢の変化など、これまで類をみない急激な変化が加速的に進み、大きな転換期を迎えています。また、財政面においても、市税をはじめとする自主財源の大幅な増収が見込めないことに加え、合併特例措置により増額されている普通交付税の段階的な削減が見込まれているなど、厳しい状況が続くことが予想されるため、今後も引き続き「霧島市行政改革大綱（第 2 次）」等に基づき行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があります。

このような中、市町合併から 9 年目を迎えるに当たり、今後のまちづくりに活用するため、市民アンケートの結果等を踏まえながら、合併前に市民の皆様へ御説明しました合併後の将来予測や課題等について、「新市まちづくり計画（概要版）」に基づき検証したところでございます。

今回の検証により見えてきた課題については、その解決に向けて、継続的な取組を行うとともに、限られた財源の中で、市民の皆様の声に耳を傾けながら新たな取組を進めるなど、誰もが「合併して良かった」と思えるまちづくりを共生協働により実現しなければならないと考えておりますので、今後も市民の皆様への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 11 月

霧島市長 **前田 終止**



目次

1 基本事項	1
2 総括	2
3 検証項目	
(1) 合併により目指していたものが実現できたか	6
① 住民の暮らしが便利になったか	6
ア 公共施設の利便性	6
イ 窓口の利便性	7
ウ 小中学校区の設定	9
エ 福祉サービス等の水準	10
② 広域的な観点にたったまちづくりができたか	15
ア 公共施設の配置	15
イ 道路整備	15
ウ 重点的な投資による事業実施	16
③ 行財政基盤の強化・効率化、行政サービスの高度化・多様化が図られたか	17
ア 合併による財政的支援	17
イ 組織のスリム化	19
ウ 専門的な人材の配置	20
(2) 合併により心配されていた課題は解決されているか	22
① 庁舎の利便性	22
② 行政に対する住民の声	22
③ 周辺部の活性化対策	24
④ 歴史・文化・伝統の保存	28
⑤ 新市の一体感	29
⑥ 行政サービスの低下、負担増	31

《参考資料》

■ 市民アンケートの状況

- 1 合併後の市全体のまちづくり
- 2 合併をして良くなったと感じること
- 3 合併をして悪くなったと感じること
- 4 合併当初と比較した、身近な生活環境の変化
- 5 合併が行われなかったと仮定した場合の身近な生活環境の変化
- 6 合併の総合的な評価

■ 合併協定項目の調整状況

1 基本事項

(1) 目的

平成 17 年 11 月 7 日の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町の 1 市 6 町による合併から 8 年が経過するに当たり、合併後何が変わったか、何が良くなったか、何が課題として残っているのかを行政内部で明確にし、これを今後の行政経営に活かします。また、検証結果を公表することで、住民の皆様と情報を共有し、合併して良かったと思えるまちづくりを、今後も皆様と共に進めていくことを目的とします。

なお、今回の検証は、合併前の住民説明会において皆様に御説明した「新市まちづくり計画【概要版】(平成 15 年 12 月発行)」の内容（住民説明会と標記しています。）に沿って行うものです。

(2) 検証項目

- ・ 合併により目指していたものが実現できたか
- ・ 合併により心配されていた課題は解決されているか

(3) 検証方法

各検証項目について、各所管課による検証を行い、結果を集約しました。

(4) 検証結果の周知

ホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表します。

(5) 検証結果の活用

合併による課題を認識し、今後のまちづくりに活用するとともに、公表することにより、市民の皆様と協働して住みよいまちづくりを進めます。

2 総括

まず、今回、検証を行った項目について総括し、今後のまちづくりへの課題について整理しました。

(1) 合併により目指していたものが実現できたか

① 住民の暮らしが便利になったか

旧1市6町で異なっていた様々な行政サービスを平準化することで、市内全域で公平・平等にサービスを受けることができるように努めてきました。例えば、市民サービスセンター（コア・よか）の開設により、年中無休、21時までの利用や市税等のコンビニ収納により市民の皆様のニーズにあった窓口サービスの提供が可能となりました。

また、霧島市医師会医療センターに脳神経外科を開設するなど医療体制の充実を図るとともに、こども発達サポートセンター、子どもセンターなど子育て環境の整備を図りました。

今後は、一体的な手続き・届出が行うことができる利便性の高い窓口体制の整備や地域中核病院としての役割が十分発揮できるよう霧島市医師会医療センターの施設整備を図る必要があります。

② 広域的な観点にたったまちづくりができたか

旧市町界を越えた広域的な道路として、現在、新川北線や天降川東通り線、木原年之神線などの整備を行っており、旧市町間の連携や円滑な交通、渋滞の緩和が大いに期待されます。

また、行政のスリム化により重点的な投資が可能になり、すべての市立学校の耐震化改修が完了したほか、防災行政無線整備事業、地上デジタル放送支援事業、一般廃棄物管理型最終処分場など、市全域に渡って取り組むべき施設の整備も進めています。

本市は、同規模の他自治体と比較すると公共施設の施設数、面積とも充実している一方、長期間使用している施設も多く老朽化が進行していることから、中長期的な視点で市民のニーズや意向を踏まえ、それぞれの地域の特性に沿った公共施設の適正配置が必要となっています。

そこで現在、策定中である公共施設マネジメント計画により、施設の長寿命化を含め施設の適正配置を図っていくこととしています。

③ 行財政基盤の強化・効率化、行政サービスの高度化・多様化が図られたか

これまで本市では、平成18年11月に策定した「霧島市行政改革大綱」に基づき、様々な行政課題に取り組み、行財政運営の健全化に努めてきました。

平成17年度末の積立基金は113億円、市債残高は803億円でしたが、行政評

価値システムの活用などにより、事業の「選択と集中」など事務事業の見直しを行ったことなどから、平成 24 年度末の積立基金は 178 億円に増額でき、市債残高は 671 億円に縮減することができました。

また、市長をはじめ市議会議員、職員などを含めた人件費の削減効果は合併前に比べると約 132 億円となり、これを子ども医療費助成事業やコミュニティバス運行事業などに充てることができ行政サービスの向上が図られました。

今後は、普通交付税の特例措置の段階的な削減を控え、大幅な歳入減少が予想されることから、継続的に財源の有効活用に努めていく必要があります。また、職員数の削減についても避けられないことから、限られた職員数でより効果的・効率的な行政運営を行っていくため抜本的な組織再編が必要となっています。

(2) 合併により心配された課題は解決されているか

① 庁舎の利便性

事務所の設置方式は、おおむね 10 年は「総合支所方式」としており、現在もその形態をほぼ維持していることや、市民サービスセンター（コア・よか）の開設や繁忙期の窓口時間の延長などを行うことにより、住民サービスの低下を避けてきたところ です。

しかしながら、引き続き現在の機能を持つ総合支所を維持していくとした場合、今後も職員数の削減が避けられない中では、非常に厳しい上、庁舎の維持管理に必要なコストも少なくないことなどから、「本庁方式」への移行を早急に進めていく必要があります。

② 行政に対する住民の声

きめ細やかに住民の意見を市政に反映させるため旧市町ごとに地域審議会を設置し、霧島市総合計画など重要施策に関することについて御意見や御提言をいただいています。また、「自助・互助・公助」による地域づくりを行うため、地域まちづくり支援事業に取り組んでおり、市職員のボランティアによる「地域まちづくりサポーターチーム」を配置し、まちづくりの着実な推進を図っています。

現在、地域審議会の設置期間をおおむね 10 年間としていることから、地域審議会のあり方も含め、住民の意見を市政に反映させる仕組みづくりを検討しているところ です。

③ 周辺部の活性化対策

中山間地域の活性化はもとより、本市の均衡ある発展のために移住定住促進補助制度を平成 20 年度に創設するなど人口増加対策に取り組んできており、その結果、700 人以上の方が、本市の中山間地域へ移住されています。

コミュニティバス運行事業では、溝辺地区及び福山地区でも運行を開始するな

ど住民の交通手段の確保を図りました。また、地域内と市街地の交通アクセス確保から各地域で市道等の整備を行っています。

今後も、中山間地域の高齢化が進み、人口の減少が懸念されることから、地域の特性を活かした地域づくりを進めるため、平成 25 年度に設置した「霧島市地域活性化連絡調整会議」などを通じ地域住民の意見を市政に反映させる取組がますます重要となっています。

(注) 中山間地域とは、国分・隼人の市街地を除く周辺部のこと。

④ 歴史・文化・伝統の保存

本市の豊かな歴史や文化、伝統を保存・伝承していくため、郷土芸能保存団体運営支援事業、きりしま美術展開催事業、霧島国際音楽祭、文化芸術支援事業などに取り組んでいます。

今後も、地域に根付いた文化活動を大切に育てながら、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

⑤ 新市の一体感

本市の農畜産物は、霧島茶が 3 年連続の産地賞に、全国和牛能力共進会において優等賞 1 席に輝くなど、霧島市ブランドの確立に向け着実に進んでいます。

また、商工会議所、商工会、地域の有志が一体となり新たな商品開発なども進められており、これらの取組が新市の一体感の醸成につながるものと期待されます。

観光立市として、いち早く観光案内看板の改修に取り組むとともに、霧島ジオパークを中心とした広域行政にも積極的に参画し、霧島市の知名度の向上に努めています。市民アンケートにおいても「合併して良くなったと感じること」として、「市の知名度・認識度が向上した」とする意見が多数あるなど一定の効果が見られます。

今後も企業誘致や農業、観光業など活力ある産業のまちづくりに取り組むことが新市の一体感の醸成に繋がると考えられることから、引き続き産業の活性化に努める必要があります。

⑥ 行政サービスの低下、負担増

行政サービス等については、合併時の事務の一元化調整方針に基づき、福祉サービス等のサービス水準はできるだけ高いほうへ、また住民の負担については、受益と負担の均衡を考慮しながら、できるだけ少なくなるよう調整してきました。

しかしながら、市民アンケートにおいて、「市の知名度・認識度が向上した」「広報誌やホームページなどによる情報発信が積極的になった」とする意見がある一方、「税や各種費用など負担が増えた」「各種行政サービスが低下した」など合併をして悪くなったと感じる市民の意見も多く見られたことから、広報誌やホ

ホームページ等を活用して、よりわかりやすい行政情報を提供し、市民への説明責任を果たすとともに、市民との信頼関係を高めるため職員の資質向上に努める必要があります。

3 検証項目

(1) 合併により目指していたものが実現できたか

① 住民の暮らしが便利になったか

＜ア 公共施設の利便性＞

住民説明会

これまで利用が制限されていた各市町の公共施設がより広い範囲で利用しやすくなります。

検 証

合併前は、施設利用については、旧1市6町内において、市（町）内で料金が異なっていましたが、料金が統一され利用しやすくなりました。

国分図書館等の利用についても、同じ市民として利用しやすくなり、移動図書館も国分、隼人以外の市内の小学校を巡回するようになり、便利になりました。

公民館講座、働く婦人の家の講座、女性のための無料相談等、「市（町）内在住又は勤務する方」のような制限があった事業を、その他の地区の方も利用できるようになりました。

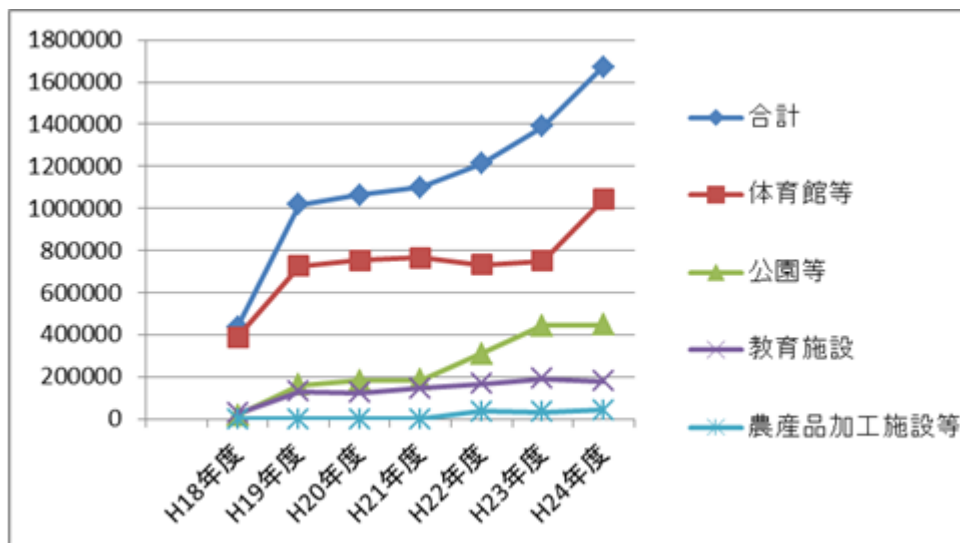
さらに、現在の一人当たりの公共施設面積は、6.5 m²/人であり、合併した他市の平均 4.1 m²/人を大幅に上回っていることから、住民の皆様により多くの公共施設を提供することができています。また、平成 18 年度から指定管理者制度の導入もあり、導入施設においては、ほとんどの施設で利用者数が増加しています。

これらの取組により、公共施設は合併前より使いやすくなっていると考えられます。

今後の課題・方針

公共施設の管理運営については、指定管理者制度によりさらなる市民サービスの向上を図るため、モニタリングを行いながら公共施設の利便性の向上に努めます。

■公共施設の利用者数の推移データ



(行政改革推進課)

《イ 窓口の利便性》

住民説明会

支所機能の充実により、窓口サービスを勤務地の近くや買い物先などでも受けることが可能になります。

検 証

現在、住民票などの交付を受けることができる窓口が市内に9か所あります。なかでも、市民サービスセンター（コア・よか）では、年中無休（年末年始を除く）、19時まで窓口サービスを提供しています。また、4月の引っ越しシーズンにおける窓口時間の延長や、市税等のコンビニ収納など、市民の皆様のニーズにあった窓口サービスの提供に努めています。これらの取組により、窓口サービスを勤務地の近くや買い物先などで受けることができるようになりました。

今後の課題・方針

来庁される方にとって、さらに使い勝手の良い窓口となるよう、総合窓口の充実についても検討を進めていきます。

■窓口サービスを受けられる箇所一覧

国分庁舎、隼人庁舎、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、市民サービスセンター（コア・よか）、福山市民サービスセンター

■市民サービスセンターの取扱業務

【年中無休（年末年始を除く。）10時から21時まで】

取扱区分	内容
証 明	・戸籍（全部事項証明・個人事項証明）、住民票の写し、印鑑証明、印鑑登録、市民カードの交付、市民カードの再交付 ・所得証明、課税証明（市県民税）、所得課税証明、納税証明（市県民税、軽自動車税、国民健康保険税）
旅 券	申請、交付
届 出	国民年金取得届等、免除（一般、学生）申請
収 納	・市県民税（普通徴収）、国民健康保険税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料 ・保育所負担金、市営住宅使用料、幼稚園料、福祉施設入居者負担金、下水道受益者負担金、交通災害共済掛金

■窓口時間の延長期間並びに担当課及び取り扱う業務内容

【期間】

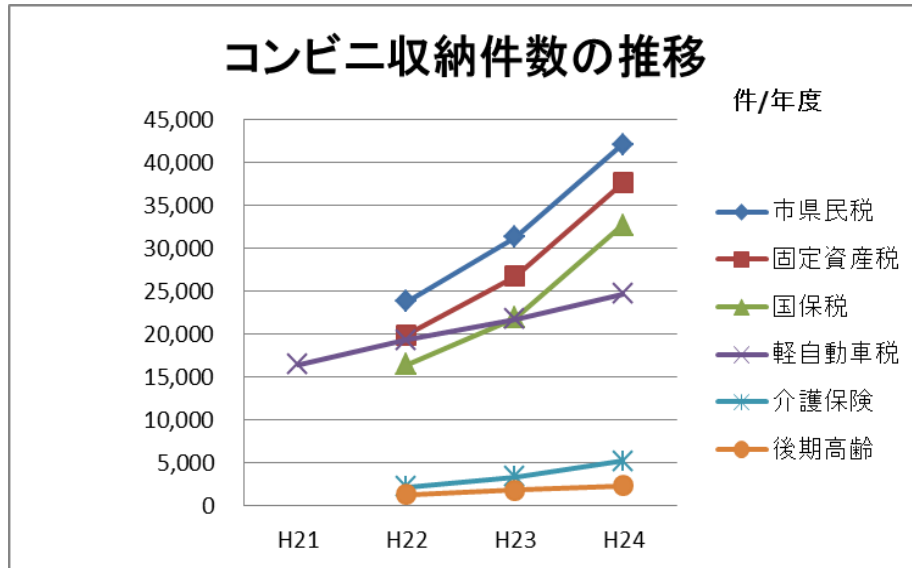
3月下旬～4月上旬

- ・平日（延長時間）：午後7時まで
- ・土日：午前8時15分から午後5時まで

	担当課	取り扱う業務内容
国 分 庁 舎	市民課	住民異動届の受付、住民票・印鑑証明の交付、印鑑登録、戸籍謄抄本の交付、戸籍届書の受付
	保険年金課	国民健康保険の届出・受付及び被保険者証の発行、国民年金及び後期高齢者医療関係の届出・受付など
	収納課	納税相談、納税証明（市県民税、軽自動車税〔車検用〕）の発行
	税務課	法人市民税の申告、市県民税（所得証明、課税証明、所得・課税証明〔個人・世帯〕）、営業証明、所在証明などの各証明の発行
	長寿・障害福祉課	介護保険及び障害福祉関係の各種申請・受付
	児童福祉課	児童手当、乳幼児医療費助成、出生祝い金などの申請・受付、保育所入園申込など
	生活福祉課	生活保護の申請・受付
水道部	管理課	水道使用の開始・精算の受付

■コンビニ収納の取扱いのある税・料金及び収納件数の推移

軽自動車税、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料



《ウ 小中学校区の設定》

住民説明会

将来的には、生活の実態に即した小中学校区が設定できます。

検証

合併により通学区域に関して弾力的な取扱ができるよう調整区域を定め、保護者からの申出により生活の実態に即した選択校へ通学できるようになりました。

※旧市町の境界を越えて通学できる小・中学校は次のとおりです。

- 剣之字都自治会に居住する児童又は生徒
 - ・ 青葉小学校又は日当山小学校
 - ・ 国分中学校又は日当山中学校
- 野口西第一自治会、野口西第二自治会に居住する児童又は生徒
 - ・ 富隈小学校又は天降川小学校
 - ・ 隼人中学校又は舞鶴中学校

今後の課題・方針

児童生徒や保護者の望む学校に通学するためには、将来の人口推移の予測により学校の学級編制に影響が及ばないようにすることや、子ども育成会の活動など地域の住民との関わりにも配慮する必要があることから、児童生徒や保護

者及び地域住民の理解・協力のもとに調整区域を設定することが必要です。

《エ 福祉サービス等の水準》

住民説明会

福祉サービス等のサービス水準はできるだけ高いほうへ、負担はできるだけ低い方へという基本的な考えに基づき調整を行っていきます。

福祉サービス

— 医療体制の充実 —

検 証

霧島市医師会医療センターに専門医を招へいして脳神経外科を開設し、また、最先端医療機器を備えた中央手術棟を整備するなど、二次救急医療や高度専門医療を提供できる地域の中核病院として整備しました。

今後の課題・方針

今後も、地域の中核病院としての役割が十分に発揮できるよう施設整備を進めていく必要があります。

— 健康づくりの推進 —

検 証

「健康きりしま 21」計画を策定し、「健康生きがいつくり推進モデル事業」をすべての地区自治公民館で取り組んでいます。また、発達障害支援として、こども発達サポートセンター「あゆみ」を開設し、保健師と臨床心理士による子どもの発達に関する相談と医師による発達外来診療の体制を整えました。

今後の課題・方針

「健康生きがいつくり推進モデル事業」については、今後、自主的な取り組みと事業の定着を目指していきます。

こども発達サポートセンター「あゆみ」については、今後も発達関係部門の連携及び診療体制の充実に努めます。

— 地域における福祉の推進 —

検 証

従来「温泉保養券・はり・きゅう券給付事業」を「霧島市いきいきチケット」に名称を改め、高齢者等の外出支援として、市内発着の路線バスやふれあいバス等にも利用対象を拡充したほか、高齢者の生きがいつくりなどを目的とした介護保険ボランティアポイント制度をスタートしました。

今後の課題・方針

介護に関するあらゆる相談に対応できる人材を育成するとともに、それぞれの事業所を拠点として地域に密着したセーフティネットを構築するために、身近な地域の介護・生活相談援助を行う「地域包括ケアライフサポートワーカー」の養成の更なる充実を図ります。

— 子育て支援 —

検 証

基本として3歳までを対象とする「乳幼児医療費助成事業」を「子ども医療費助成事業」に改め、中学生までに拡充しました。また、放課後児童クラブを順次整備し、これまで31箇所を開設したほか、子育て環境の充実のため「一時預かり支援事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」、「地域子育て支援事業」を展開するとともに、天降川小学校の北隣に児童クラブや子育て支援センターなどの機能を備えた「霧島市こどもセンター」を整備しました。

これらのように、福祉サービス等のサービス水準はできるだけ高いほうへ調整し、さらなる拡充も図りました。

今後の課題・方針

子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行予定）における幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）」を策定し、事業を実施していきます。

住民の負担

受益と負担の均衡に考慮しながら、合併協定項目や合併後の調整により、各種税、使用料などを、住民の皆様の負担ができるだけ少なくなるよう調整しました。

個人市民税	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>個人市民税の取扱については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。</p> <p>なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。</p>
法人市民税	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>法人市民税の均等割については、地方税法第 312 条第 1 項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率 14.7%を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定により、国分市を除く 6 町は、合併年度を含む 3 年度間は現行の税率を適用する。</p>
固定資産税	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>固定資産税の税率については、現行のとおり 1.4%とする。納期については、5 月、7 月、12 月、2 月の 4 期とし、各月 1 日から同月末日までとする。ただし、12 月については 1 日から 28 日までとする。</p>
軽自動車税	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5 月 1 日から 5 月 31 日までとする。</p>
都市計画税	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな地域と税率については、新市において調整するものとする。</p> <p>(合併後の調整)</p> <p>平成 24 年度に用途地域（ただし、溝辺町の区域においては、溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業の施行区域に限る。）及び建築物形態規制地域を課税区域とする都市計画税条例改正案が可決されたことに伴い、平成 25 年度から都市計画税を新たな区域に課税しています。なお、税率については現行のまま 0.2%に据え置いています。</p>

<p>国民健康保険税</p>	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>国民健康保険税については、合併後の平成 17 年度課税分までは 1 市 6 町の例により、その取扱を継承することとし、平成 18 年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した 3 方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月及び 2 月の 8 期とし、各月の 1 日から末日までとする。ただし、12 月においては、1 日から 28 日とする。</p> <p>(合併後の調整)</p> <p>税率統一前の国民健康保険の財政は、近年の医療制度改革や高齢化に伴う医療費の増加から苦しい運営を強いられていました。この傾向は今後も続き、また、基金残高も減少していることから今までの税率では運営できない見通しとなりました。このようなことから、平成 19 年 4 月、霧島市全体で国民健康保険税を統一することと同時に増加傾向にある医療給付費に見合った国民健康保険税を確保するための税率改正を行いました。</p> <p>国民健康保険税の課税方式については、所得階層別の資産割合を分析した結果、資産割課税を廃止し、3 方式（所得割・均等割・平等割）への改正を行いました。</p> <p>医療給付費に見合った国民健康保険税を確保することができる税率としていますが、今後、医療費の動向、国民健康保険特別会計の財政状況を見ながら検討する必要があります。</p>
<p>介護保険料</p>	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>介護保険料の賦課・徴収・減免の取扱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険料は、第 3 期介護保険事業計画により平成 18 年度に統一する。</p> <p>(2) 普通徴収の納期は、平成 17 年度は各市町の現行納期とし、平成 18 年度に統一する。</p> <p>(3) 災害減免は、その割合を合併までに調整する。</p> <p>(4) 低所得者保険料単独減免は、国分市・隼人町の例により合併までに調整する。</p> <p>(合併後の調整)</p> <p>介護保険料については、3 年ごとに策定する介護保険事業計画の中で、今後 3 年間の介護給付費の必要額を見込ん</p>

	<p>で、低所得者の方々に過重な負担とならないように、所得段階別に保険料を算定することになっており、平成 18 年度から全市統一した保険料に改定しました。</p>
使用料・手数料	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整する。</p> <p>(2) 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整する。</p> <p>(合併後の調整)</p> <p>合併協定項目では、合併までに調整することとなっていました。平成 22 年 10 月から旧自治体ごとに異なった算定方法を統一し、新たな額の使用料を適用しました。</p>
水道料金	<p>(合併協定項目による調整)</p> <p>上水道・簡易水道料金については、新市において 5 年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において 5 年後廃止する方向で調整する。</p> <p>(合併後の調整)</p> <p>水道料金については、平成 18 年度に策定した霧島市水道事業基本計画を基に、平成 22 年度から平成 28 年度までの 7 年間で料金算定期間として、水需要の変動や今後必要となる投資資金の予測を行い、総括原価方式により料金設定を行いました。平成 22 年 3 月給水条例の改正、同年 10 月に施行し、霧島市の水道料金を統一しました。</p> <p>また、メーター使用料については、水道料金の統一に伴い廃止しました。</p>

② 広域的な観点にたったまちづくりができたか

《ア 公共施設の配置》

住民説明会

スポーツ施設や文化施設などの公共施設を効率的にバランス良く配置できます。

検 証

1市6町が合併した本市は、合併後、スポーツ施設や文化施設などの公共施設をそのまま維持しており、同規模の他自治体と比較すると公共施設の施設数、面積ともに充実している一方、長期間使用している施設も多く老朽化が進行しています。

今後の課題・方針

中長期的な視点に立って、それぞれの地域の持つ特性に沿った公共施設の適正配置を検討するとともに、今後も保全・活用する施設については計画的に長寿命化を進め、適切に管理していく必要があるため、平成24年度から、公共施設マネジメント計画の策定に着手しています。

今後は、市民のニーズや意向等を踏まえ、全市的な視点で施設や機能を点検することが求められます。

《イ 道路整備》

住民説明会

各市町界を越えた広域的な道路の整備により、円滑な交通が可能となります。

検 証

旧市町界を越えた広域的な道路整備を代表する道路として、現在（街路）新川北線の整備を進めています。このような旧市町界を越えた新たなバイパス道路やアクセス道路の一体的整備を推進するとともに、既存道路についても地域間のネットワークの強化を図るために、道路の現況や地域の要望等を踏まえた道路整備を行ってきました。

また、国道・県道についても、国や県への要望活動を行いながら、一体的な道路整備の促進を図ってきました。

これらの取組により、各市町界を越えた広域的な道路の整備による、円滑な交通が可能となりました。

※旧市町界を超えた主な道路整備等の状況（土木課）

○（街路）新川北線（H22～H27）

隼人≒750m、国分≒240m W=16m

○天降川東通り線（国分・隼人）（H16～H27）

国分≒530m、隼人≒160m W=10.25m

○木原～年之神線（霧島・国分）（H25～H29）

霧島≒330m、国分≒20m W=5m

今後の課題・方針

旧市町界を越えた幹線道路を含めて、今後もバイパス道路の整備や地域拠点施設等を結ぶアクセス道路の整備を進めるとともに、国・県道についても、整備の促進を図っていきます。

《ウ 重点的な投資による事業実施》

住民説明会

重点的な投資が可能となり、地域の特性を活かしたグレードの高い施設の整備や、大規模な事業の実施が可能になります。

検証

すべての市立学校の耐震化改修を完了したほか、国分地区と隼人地区の交通渋滞の緩和等を図るために、陸上自衛隊国分駐屯地北側から住吉団地南側を通る新川北線（新設橋しらさぎ橋を含む）の道路整備に取り組んでいます。

これらのほか、福山総合支所・横川総合支所の建替え、一般廃棄物管理型最終処分場整備などに順次取り組み、課題の解決を図ってきました。

このように、合併により重点的な投資が可能となり、地域の特性を活かしたグレードの高い施設の整備や、大規模な事業の実施が可能となりました。

※その他の主な大規模事業

- 地上デジタル放送支援事業
- 防災行政無線整備事業
- コミュニティバス等運行事業
- 工業団地整備事業
- 各小中学校大規模改造事業
- 市営住宅改善事業
- 水道配水管新設更新事業

今後の課題・方針

限られた財源を有効に活用し、計画的に社会資本の整備を行うとともに、それぞれの地域の特性に沿った公共施設の配置に努めます。

③ 行財政基盤の強化・効率化、行政サービスの高度化・多様化が図られたか

＜ア 合併による財政的支援＞

住民説明会

平成 17 年 3 月までに合併した場合、合併算定替などの普通交付税措置や合併特例債を利用することができるようになるため、合併をきっかけにした地域振興が図られます。

検 証

合併から 15 年間（最後の 5 年間は段階的に縮減）は地方交付税（普通交付税）の合併特例措置が適用され、旧 1 市 6 町が存続すると想定して個別に算出した額の合計額が配分されることから、霧島市として算出した額より多額に交付されます。この財源を基に、霧島市総合計画に基づく各種事務事業による地域振興を図ることができました。

また、有利な地方債である「合併特例債」を発行できることから、将来に向かって健全財政が堅持できるよう、事業の効果をあらかじめ評価して投資効果の高い事業を厳選し、積極的に活用しました。

※合併特例債を活用した事業

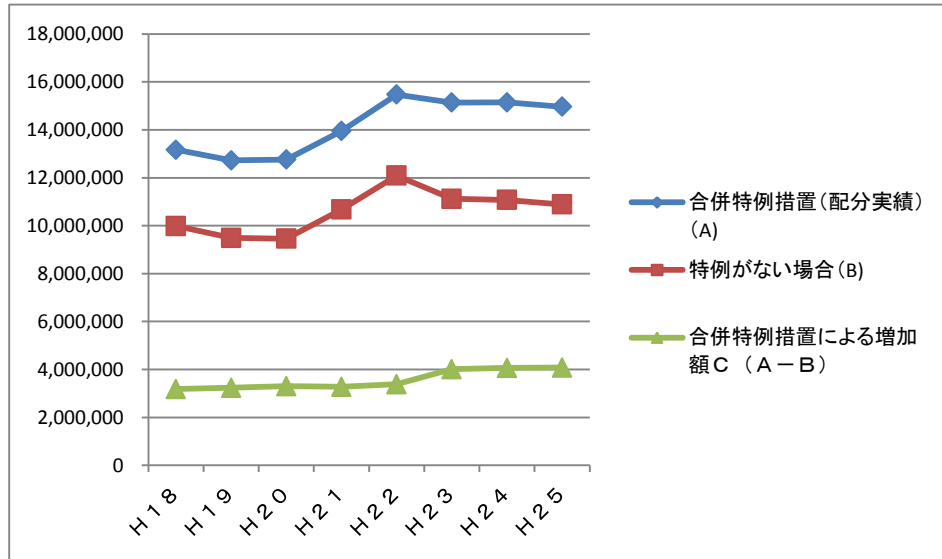
- 消防施設整備事業
- 公園整備事業
- 道路整備事業
- 街路整備事業
- 農業農村（公園）整備事業
- 学校施設整備事業
- 土地区画整理事業

■普通交付税の状況

（単位：千円）

年度	合併特例措置 (配分実績) (A)	特例がない場合 (B)	合併特例措置による 増加額 C (A - B)
H 1 8	13,168,953	9,988,011	3,180,942
H 1 9	12,723,707	9,488,202	3,235,505
H 2 0	12,756,650	9,455,307	3,301,343
H 2 1	13,950,011	10,675,670	3,274,341
H 2 2	15,471,616	12,087,956	3,383,660
H 2 3	15,136,235	11,124,406	4,011,829
H 2 4	15,143,884	11,076,351	4,067,533
H 2 5	14,966,094	10,887,838	4,078,256
合計	113,317,150	84,783,741	28,533,409

※平成 17 年分度は、配分額決定後に合併しており、合併特例措置は適用されないため、記載していない。
(財務課)



■合併特例債の状況 (H25. 6. 11 現在)

※合併計画での合併特例債の借入限度額：438 億円

(単位:千円)

年度	合併特例債発行額
H 1 8	1,499,500
H 1 9	2,546,300
H 2 0	3,088,900
H 2 1	1,942,000
H 2 2	1,369,900
H 2 3	1,532,400
H 2 4	2,756,600
H 2 5 (見込)	4,197,600

(財務課)

※合併特例債の活用状況の説明

施設やインフラなどを整備する場合、その施設等をすぐに使う世代（現在の市民）の税金だけで整備するのではなく、将来使う世代（未来の市民）にも負担してもらい、世代間の負担を平等にするために、市債を発行（借金）して整備をするのが一般的な手法です。このため、多額の市債（借金）を発行すれば、将来の負担（償還額）も大きくなります（未来を担う子どもたちにツケを残すことになります。）。

これは合併特例債も同様でありますので、本市においては、その活用について慎重に検討して決定しています。

合併計画どおりに合併特例債を発行した場合、償還総額は利子を含め約 473 億円となりますが、事業を厳選して実施した結果、今のところ償還総額は約 218 億程度となり、約 255 億円圧縮することができる見込みです。

■合併特例債の将来負担（償還）比較

（単位：百万円）

計画どおり発行した場合の償還試算			実績による償還試算			縮減額
償還 元金	償還 利子	合計	償還 元金	償還 利子	合計	
43,800	3,473	47,273	20,249	1,539	21,788	▲25,485

（財務課）

今後の課題・方針

地方交付税の合併特例措置終了に合わせて、基礎的財政収支の均衡を図るとともに、真に必要な事業を厳選して有利な地方債を活用するなど、財源の確保に努めます。

＜イ 組織のスリム化＞

住民説明会

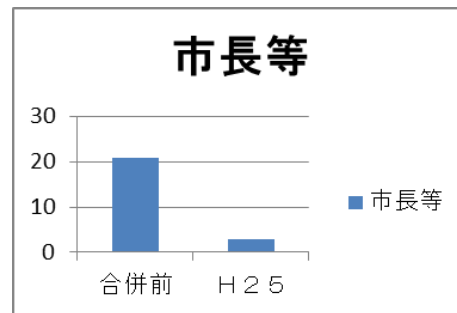
総務・企画・財政などの管理部門、議会・農業委員会などの事務局部門が集約されることで経費が削減され、その削減された経費や人員を福祉などの住民サービス部門にあてることができます。

検証

合併により、首長をはじめ市議会議員、職員などを含めた人件費の削減効果は、平成25年4月1日現在で、約132億円となり、その財源を福祉などの住民サービス部門にあてることができました。

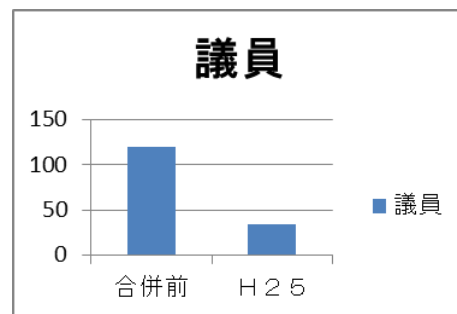
1 市長等（市長、助役、収入役）は、合併前の21人から平成25年4月1日現在で3人（市長1、副市長2）となりました。

（▲18人、効果額：12億493万円）



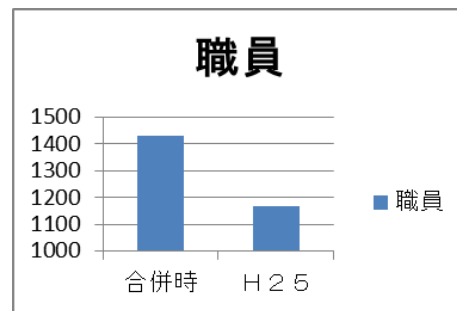
2 議員は、合併前の120人から平成25年4月1日現在で34人（定数）となりました。

（▲86人、効果額：20億8,482万円）



3 職員は、合併時の1,431人から平成25年4月1日現在で1,168人となりました。

（▲263人、効果額：95億1,255万円）



今後の課題・方針

今後も、霧島市定員適正化計画（第2次）に基づき、さらなる定員の適正化に努めます。

＜ウ 専門的な人材の配置＞

住民説明会

保健、土木・建築などの専門的な分野に対応できる人材の配置が可能となり、高度なサービスが提供できます。

検証

合併後、各種の専門的な分野に対応できる人材を活用した組織づくりに努め、各分野の課題に対応した、高度なサービスを提供することができました。

※主な専門的な人材の配置等

- 建築指導課への建築主事の配置 (H20. 4. 1)
- すこやか保健センターへの保健師の集約 (H21. 4. 1)
- 全国お茶祭り対策室への技術職員の配置 (H22. 4. 1)
- 発達支援センター「あゆみ」への保健師の配置 (H24. 4. 1)
- 各総合支所の技術職員の集約 (H25. 4. 1)

■全職員数に対する各技術者数の割合

年度	職員数 (人)	専門職員 (人)	比率 (%)
H18	1,408	278	20
H25	1,168	262	22

※専門職員は、司書、学芸員、看護師、保健師、栄養士、農林水産技師、建築技師、土木技師、保育士等 (行政改革推進課)

今後の課題・方針

今後も地方分権によるさらなる権限移譲等に対応するため、専門的な分野に対応できる人員を配置し、高度なサービスを提供できるよう努めます。

(2) 合併により心配されていた課題は、解決されているか

① 庁舎の利便性

合併に対する懸念

市役所・役場が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかと？

住民説明会

当面は「総合支所方式」とし、合併後の本庁舎は現在の国分市役所となります。

その他の町役場は、各種窓口業務機能だけではない総合的な業務を行う「総合支所」として、また、現在の牧之原支所も「支所」となります。

検証

事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、おおむね 10 年は、「総合支所方式」とし、合併当初は、旧国分市、旧溝辺町、旧牧園町、旧霧島町、旧隼人町及び旧福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所としてスタートしました。その後、平成 20 年 1 月に国分総合支所を国分庁舎とし、隼人総合支所を地域振興・窓口・福祉部門、教育委員会、選挙管理委員会からなる隼人庁舎とし、「一部分庁方式」を導入するなど、定員適正化を図りながら、効果的で効率的な組織体制となるよう組織機構の再編を図りました。

※これらの取組により、住民サービスの向上が図られました。

- 市民サービスセンター（コア・よか）の開設（H19. 7. 6）
- 隼人総合支所の廃止及び本庁の分庁（H20. 1. 1）
- 福山総合支所の新築移転（H23. 1. 1）
- 横川総合支所の改築（H26. 1. 1 供用開始予定）

今後の課題・方針

今後も平成 23 年 3 月に策定した「霧島市組織機構再編計画（第 2 次）」に基づき、効果的で効率的な組織機構を目指します。

なお、総合支所においては、各々の地域の実情と地域住民の利便性を配慮しながら組織機構について検討していきます。

② 行政に対する住民の声

合併に対する懸念

住民の声が、行政に届きにくくなるのではないかと？

住民説明会

新市の地域単位での課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政と連携できる仕組づくりに取り組みます。

— 地域審議会 —

検 証

合併によって行政区域が拡大することにより、住民と行政の距離が遠くなり、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかとの懸念に対応するため、平成 18 年 2 月から合併前の旧 1 市 6 町の区域ごとに、市の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映させるための地域審議会を設置しました。

これまで、新市まちづくり計画や霧島市総合計画などの各種計画、霧島ジオパークや霧島市国分庁舎増築基本構想（案）などの市の重要施策に関することをはじめ、総合支所のあり方や都市計画区域拡大などの地区ごとの検討事項などに対し貴重な御意見や御提言をいただきました。また、毎年、地区ごとに次年度の市の当初予算に対する要望を取りまとめていただいております。住民の皆様の声を反映させた予算編成を行うための参考資料とさせていただいております。

今後の課題・方針

地域審議会の設置期間については、合併時の協議により合併後おおむね 10 年間とされていることから、現在、地域審議会の今後のあり方も含め、住民の意見を市政に反映させるための仕組みづくりについて、各地区の地域審議会と協議を行っていただいているところであり、その結果等も踏まえて、今後も住民の皆様の声を反映させた行政運営に努めます。

— 地域まちづくり計画策定支援 —

検 証

長期的な視点に基づいて地域づくりを推進することができるように、地区自治公民館が主体となり、地域の特色を活かした独自のテーマや目標を設定し、活力ある個性豊かな自立した地域づくりを行うため、地域まちづくり計画を策定し、「自助・互助・公助」による地域づくりを行う「地域まちづくり支援事業」に取り組んできました。

さらに、平成 23 年度からは、まちづくり計画の着実な実現と計画策定の推進のため、市内 89 のすべての地区自治公民館に、まちづくり計画策定の支援を行い、地区自治公民館と市をつなぐパイプ役となる、市職員にて編成された「地域まちづくりサポーターチーム」を配置しました。

この結果、平成 25 年 3 月末では、55 地区自治公民館でまちづくり計画書の

策定が済み、14 地区自治公民館では現状分析までが済んでいます。

これらのように、住民の皆様の声を反映させた行政運営を行っています。

今後の課題・方針

20 地区自治公民館においては未着手となっているため、今後は、地区自治公民館長及び地域まちづくりサポーターチームの研修会等を開催し、すべての地区自治公民館でまちづくり計画書が策定されるよう取り組んでいきます。

③ 周辺部の活性化対策

合併に対する懸念

中心部だけが良くなって周辺部は寂れてしまうのではないかと？

住民説明会

これまで住民生活を支えてきた生活・産業基盤を活かしながら、道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均衡ある発展に努めます。

— 霧島市地域活性化連絡調整会議 —

検 証

過疎化や少子高齢化の進行等に伴う課題について、各総合支所管内の情報を共有し、地域の活性化を円滑に図ることを目的として、平成 25 年度から霧島市地域活性化連絡調整会議を定期的で開催しています。

※委員：副市長、総務部長、企画部長、各総合支所長

今後の課題・方針

今後は地域住民の意見を市政に反映させることができる情報収集等の仕組みづくりに努めます。

— 定住対策 —

検 証

定住対策については、合併後間もなくして平成 18 年 7 月には、「団塊の世代」を含む多くの方々の移住定住を促進するため、情報を一元化して提供できる専門の窓口を設置し、情報発信の充実・強化を進めてきました。

さらに、平成 20 年度からは、中山間地域の活性化はもとより、本市の均衡ある発展のための人口増加対策として、移住定住促進補助制度を設け、移住定住の促進を図ってきました。

この結果、平成 18 年 7 月から平成 25 年 3 月末までに、約 300 世帯・700 人以上が本市の中山間地域へ移住定住されました。

今後の課題・方針

依然として中山間地域においては、少子高齢化に伴い、担い手となる人材の不足やコミュニティ機能の低下、農地の荒廃などによる地域の衰退といった課題があることから、これらを解決するためには、今後も一層の中山間地域への移住定住の促進を図るとともに、住環境、生活環境、福祉政策なども合わせた活性化策が必要です。

地域情報化

— ブロードバンド整備 —

検 証

ブロードバンド未整備地域については、通信事業者による自主的整備が見込めない状況にあったことから、本市が通信事業者に補助を行い、通信事業者が整備主体となりADSL等の整備が進められました。NTTの交換局単位では、ブロードバンド整備は完了しました。

※ブロードバンド整備実績：8 交換局 3,021 世帯（上之段、松ヶ野、山ヶ野、安楽、万膳、第二霧島、嘉例川、福山）

今後の課題・方針

ブロードバンド未整備地域がほぼ解消されたことから、今後は、ブロードバンドによるインターネットサービスの有効活用を図ります。

— 携帯電話不感地域の解消 —

検 証

住宅地、公共施設、主要道路沿い等の携帯電話の不感地域の解消対策については、通信事業者へエリア整備の要望を行うことにより進めています。

※携帯電話不感地域の解消エリア：24 エリア 1,491 世帯（永水、有川、高千穂、佳例川など）

今後の課題・方針

今後も通信事業者に対して、引き続きエリア拡大の要望を行い、携帯電話の不感地域解消に努めます。

— 地上デジタル放送難視聴地区の解消 —

検 証

平成23年7月に地上アナログ放送から地上デジタル放送へ全面移行されたことに伴い、地上デジタル放送を良好に視聴できない新たな難視聴地区が発生しました。このような地区へ、国、NHK、鹿児島県及び本市から補助を行い、地元の番組が視聴できるようにするための対策を実施してきました。

共同受信施設の改修・新設については、平成 24 年度で整備がほぼ完了しました。

なお、新たな難視地区への対策については、平成 26 年度までの予定です。

※共同受信施設の改修・新設等の実施地区：42 地区 565 世帯（旧溝辺町を除く旧 1 市 5 町の地区）

※高性能等アンテナ対策：5 地区 44 世帯（川北、大窪、池之谷、杉渡、湯之谷）

今後の課題・方針

今後も積極的に難視地区に対して、恒久的に地上デジタル放送が視聴できるように難視対策の推進に努めます。

— 道路整備 —

検 証

国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活が送れるよう、地域内及び市街地との交通の利便性を図っています。

また、中山間地域においては、国道・県道が、市街地へのアクセス道路や、地域の主要な生活道路としての役割も担っていることから、国や県へ道路整備の要望を行い、地域の道路の整備促進を図っています。

※中山間地域の道路整備の実績（土木課）

○横川地区・・・横川～山ヶ野線（H17～H20、H23～H24）

L=900m、W=7.0m

馬場迫線（H17～H21）

L=1,500m、W=6.0m

○牧園地区・・・持松線（H17～H23）

L=860m、W=7.0m

真方～臼崎線（H17～H22）

L=860m、W=7.0m

○霧島地区・・・宮迫～梅ノ木線（H21～H23）

L=370m、W=6.0m

永池～狩川線（H17～H25）

L=3,160m、W=6.0m

○福山地区・・・牧野柴建線（第 1 期）（H17～H21）

L=1,180m W=6.5m

池之谷国師線（H17～H20）

L=470m W=5.0m

今後の課題・方針

地域内の生活道路等については、年次計画等により改良工事や舗装工事を行い、利便性を図ります。

また、今後も引き続き国や県へ道路整備の要望を行い、地域道路の整備促進を図ります。

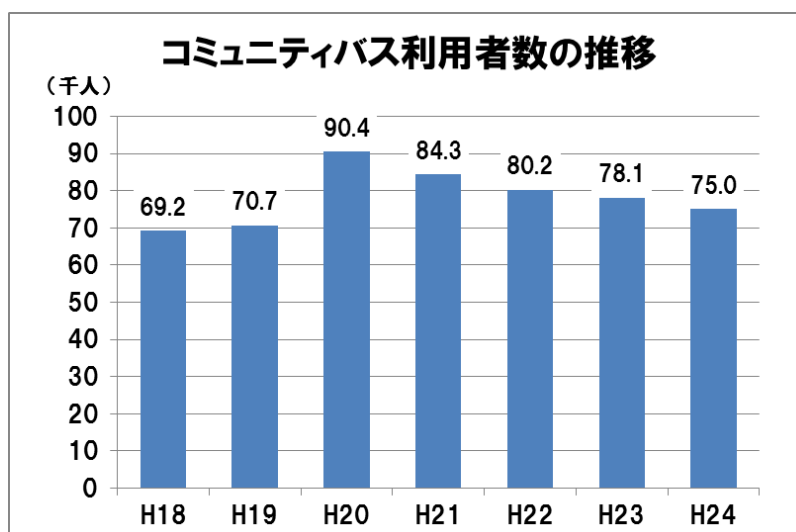
— コミュニティバス(ふれあいバス)、路線バス —

検証

平成 20 年度から、それまで運行していなかった溝辺地区において、新たにふれあいバスの運行を開始しました。また、福山地区ではスクールバスや福祉バスなど利用者を限定した運行形態でしたが、ふれあいバスとして誰でも利用できるように変更しました。

また、一部の路線バスにおいて霧島市医師会医療センターなど市の拠点施設に行くことができるように運行事業者に要望し、路線の見直しを行うことで利便性が向上しました。

このほか、ふれあいバス利用者の少ない地域においては、効率的な運行を行うために、事前予約によって運行を行うデマンド交通の導入を検討しているところであり、平成 23 年度に霧島地区永水地域、平成 24 年度に溝辺地区有川地域で実証運行を開始しました。



(企画政策課)

今後の課題・方針

中山間地域における高齢化の進行や人口減少のために、利用者の減少傾向への対策があげられます。高齢者の中には、バス停まで行くことが困難であることなどを理由にバスの利用を控える方もおられるので、利用者や住民のニーズを把握し、路線の見直しやデマンド交通など運行形態の変更についての検討を

引き続き進めます。

これらの取組を行っていますが、国分隼人地区以外の人口は、減少傾向にあります。

④ 歴史・文化・伝統の保存

合併に対する懸念

各地域の歴史・文化・伝統などが失われていきませんか？

住民説明会

これまでの愛郷心を培いながら引き続き保存・伝承の取組を支援するとともに、新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。

検 証

本市では、合併以来「霧島市を知る」をテーマとして、年 6～8 回の史跡めぐりや、郷土館等での企画展、文化財の現地調査によって得られた成果を「ハンドブック」（①歴史散歩②霧島市の田の神さあ③霧島市の石仏）として刊行し、市民の皆様には霧島市の歴史・文化を紹介してきました。また、霧島神宮・鹿児島神宮の社殿修復をはじめ、市内の文化財の修復や養生を行い、文化財の保護にも努めてきました。特に、無形文化財である郷土芸能は、保存会の高齢化に伴い活動休止が生じている現状の中、保存会の活性化を図るため、活動助成や郷土芸能祭を実施しているところです。

近年では、上野原縄文の森の開演 10 周年を記念して、「縄文シティサミット in きりしま」を開催したり、平成 25 年は大隅国が建国して 1300 年を迎えたことから、連続講演会やシンポジウムなど記念事業を展開しているところです。

一方、芸術文化の振興については、自主文化事業の実施や青少年に生の芸術に触れる、青少年劇場や生徒芸術鑑賞事業、劇団四季による「心の劇場」などを実施してきました。また、本年で 34 回を数える霧島国際音楽祭の開催や、市民自らが参加する、きりしま美術展、フォトコンテスト、市民音楽祭などを積極的に進めているところです。

これらの取組により、各地域の歴史・文化・伝統などの保存に努めています。

今後の課題・方針

文化の薫る心豊かなまちを目指すとともに、本市の豊かな歴史や自然・文化を市民の皆様が発信していきます。

⑤ 新市の一体感

合併に対する懸念

行政区域が広がり新市としての一体感が薄くなるのではないかと？

住民説明会

新市の総合的なブランドづくりを進め、公共施設や観光地等の案内看板の一体的な整備を図ります。また、地域間の交流、誘致企業と地場産業の交流の促進や、農産物を相互に消費するなどの地産地消の推進を図り、産業の活性化と新市の一体感の醸成に取り組みます。

— 商工分野の取組 —

検 証

新市としての総合的なブランドとしてではないが、合併を活かし、商工会議所・商工会、地域の有志等と一体となり、各地域の産物を活かしながら、新たな特産品として「霧島茶のペットボトル」「関平化粧品」「きりしまんま」「もぜ温麺」「もぜ冷麺」「花の待つ駅 かれい川（弁当）」など、各地域から生まれてきています。また、地場企業と高校とのタイアップによる「ちゃーまる」「ちゃーどら」等の商品開発など、合併を契機とした、地域との連携や企業との連携による新たな商品開発に取り組み、これを継続することにより、やがては霧島市としてのブランド品が育っていくものと考えています。

観光地等の案内看板については、観光立市として一体感を持った整備に努めるとともに、霧島ジオパークの関連からも広域行政を進め、関係市町を含めた案内看板設置に取り組んでいます。また、「産」「学」「官」との連携を深め、産業の活性化を図ることを目的に、誘致企業等交流会を行い、地場企業との情報交換の機会を設け、企業間の相互連携による一体的な発展につながるよう努めているところです。

今後の課題・方針

本市は、先端技術産業を中心とする「製造業」をはじめ、茶や畜産物などに代表される「農林水産業」、旅館ホテルなどの「観光業」、多種多様な商店による「商業」などが営まれています。しかし、それぞれの産業が昨今の経済情勢により、厳しい経営環境におかれています。地域経済を支えるこれらの産業の成長が本市の発展に重要となってくることから、人材育成や買い物しやすい環境づくりを進めるなど、それぞれの産業の均衡ある発展につながるような支援策の検討を進めるとともに、地域の特性を活かしながら各種産業間の連携を深めていく必要があります。

— 農政分野の取組 —

検 証

霧島市の農畜産物については、お茶が平成 22 年より団体部門の名誉である「産地賞」を 3 年連続受賞したことに加え、個人部門における「農林水産大臣賞」も受賞され、2 年連続のダブル受賞という名誉に輝きました。

畜産部門においては、昨年開催された全国和牛能力共進会において、第 6 区高等登録群で福山地区の牛 3 頭が、優等賞 1 席を受賞し日本一に輝き、農林水産大臣賞を獲得されました。また、県ホルスタイン共進会において、一昨年の未經産牛の部でのグランドチャンピオンに引き続き、牧園地区の牛が経産牛の部で見事グランドチャンピオンに輝き、農林水産大臣賞を獲得されました。

今後は、「霧島茶」、「畜産のまち・霧島市」のブランド確立に向けた取組をさらに推進していきます。

また、地産地消については、物産館を活用した販売促進、給食センターでの活用などを含め、これまで各地域で連携しながら特色ある取組を実施しています。今後は、各地区の生産者から地域消費者へ地産地消の理解を得るため、地元商店街などのイベントを活用した農商工連携による消費を促す事業を創出します。

これらの取組により、行政区域が広がっても、新市としての一体感の醸成が図られています。

今後の課題・方針

畜産部門については、平成 29 年に開催される第 11 回宮城全国和牛能力共進会対策として、優良牛の確保・飼育管理の向上等を図っていきます。

また、全国的に黒毛和牛の子牛が減少するなか、安定的な子牛出荷頭数を維持していくため高齢畜産農家の健康維持・増進及び多頭飼育若手農家（後継者等）への支援を引き続き行っていきます。

乳用牛農家の経営安定対策についても市単独事業における支援に努めます。

耕種部門では、農家の経営規模は依然として零細で、自給的農家が過半数を占め、高齢専業農家が多い現状にあり、今後もさらに高齢化が進行し、労働力の低下、担い手農家の減少が予想されます。

お茶については、荒茶価格の低迷で生産農家は危機的状況にあり、今後も霧島市茶業振興会を中心とした取組を強化し、流通形態を把握した生産体制を確立する必要があります。

お茶以外の作物についても、今後は新規就農者や後継者、集落営農等の担い手の育成・確保や農地等の荒廃抑制など持続可能な農業振興を図るため、農地・農業用施設・農村景観等の保全・管理を引き続き図っていくこととします。

また、安心・安全・新鮮な農畜産物を市民に提供できる「地産地消」を進めるとともに霧島茶をはじめとする農畜産物のブランド化（選定・確立）に努め、

市内外に対し積極的に情報発信を行っていきます。

⑥ 行政サービスの低下、負担増

合併に対する懸念

行政サービスが低下したり、料金などの負担が高くなることはないか？

住民説明会

事務一元化調整方針に基づき、12の専門部会や協議会において検討・協議中です。

検 証

福祉サービス等の行政サービス水準はできるだけ高いほうへ調整するとともに、さらなる拡充も図り、また、負担については、受益と負担の均衡に考慮しながら、合併協定項目や合併後の調整により、各種税、使用料などを、住民の皆様の負担ができるだけ少なくなるよう調整しました。

※各種行政サービスや料金などの調整状況の詳細は、参考資料の「合併協定項目の調整状況」をご覧ください。

今後の課題・方針

P10「医療体制の充実」、「健康づくりの推進」及び「地域における福祉の推進」、P11「子育て支援」に掲載している「今後の課題・方針」のとおりです。